

# 犯罪被害にあわれた方へ

## 《松山市犯罪被害者等日常生活支援金制度のご案内》

松山市では、思いがけない犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・家族に平穏な生活を取り戻すための支援を行います。

### 給付対象者

犯罪被害者、その家族及び遺族  
(家族及び遺族にあたっては、犯罪被害者と同一世帯に属する配偶者、子、2親等以内の親族)

犯罪被害が発生した日に松山市民であること

愛媛県犯罪被害者等支援金給付要綱第4条第1号の遺族見舞金の委員会給付決定を受けた遺族

愛媛県犯罪被害者等支援金給付要綱第4条第2号の重傷者見舞金、第4条第3号の精神療養支援金の委員会給付決定を受けた犯罪被害者

### 給付対象期間

最初に支払った日から2年間

※ただし犯罪被害が発生した日から4年を経過すると給付の対象としない

### 申請期限

愛媛県犯罪被害者等支援金給付要綱で給付が決定された決定日から4年間

### 支援額と給付対象

支援額	犯罪被害1件当たり50万円(上限)
給付対象サービス等	支援対象経費
家事及び介護サービス	・調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活を営む上で必要な家事の代行、援助等の利用料 ・食事・排泄・入浴等の介護 ・通院等の介助等の利用料
配食サービス	・食事の宅配サービスの利用料
一時保育・一時預かりサービス	・一時保育、一時預かりの利用料
子どもの学習	・家庭教師サービス ・通信教育サービスの利用料 ・学校への送迎に要する費用 ・その他学習に係る利用料
賃貸住宅への入居	・新たな住居に入居する際の敷金、礼金等 ・家賃
住宅の安全の確保	・住居の復旧に要した費用 ・防犯対策の実施に要した費用
法律相談	・弁護士による法律相談費用
その他市長が特に給付する必要があると認めた費用	

問い合わせ先  
申請窓口

松山市役所 市民生活課 本館1階 948-6690



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギョっとちゃん」